

令和 4 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議会の運営に関する事項について …………… 1
-

令和 4 年 9 月 2 6 日 (月曜日)

議会運営委員会会議録

令和4年9月26日 月曜日

午後2時31分開議

午後2時34分開議（実時間3分）

○本日の会議に付した案件

1. 議会の運営に関する事項について

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	増田一喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	田方芳信君
委員	谷川登君
委員	谷口徹君
委員	古嶋津義君
委員	山本幸廣君
議長	成松由紀夫君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長	遠山光徳君
--------	-------

○記録担当書記

増田智郁君
島田義信君

（午後2時31分 開会）

○委員長（橋本幸一君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎議会の運営に関する事項について

○委員長（橋本幸一君） まず、1. 議会の運営に関する事項についてを議題とし、（1）議員提出決議案1件について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局、遠山でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（遠山光徳君） まず、先ほど提出されました山本敬晃議員に対する議員辞職勧告決議案は、増田一喜議員ほか13名から提出されたもので、趣旨弁明者は増田一喜議員でございます。

本件につきましては、議会運営委員会終了後、本会議を再開いたしまして、先議事件でありますので、まず議長から日程に追加し議題とすることが諮られ、その後、山本敬晃議員が除斥となり、趣旨弁明、質疑、討論の後、採決となります。

なお、採決につきましては、起立による採決となります。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

○委員（増田一喜君） ちょうど私が代表で提出しておりますので、一言、ちょっと御説明いたしたいと思います。

今日、山本敬晃君に対する議員辞職勧告決議案を提出しましたが、山本敬晃君は、令和4年6月定例会の一般質問中の発言に対して、懲罰特別委員会において懲罰が科せられました。議員固有の義務として懲罰に服する義務がありながら、議会の決定事項に従われませんでした。さらには、議場における質疑、一般質問は、本来、当該団体の事務について、執行機関に対して市政発展のために行うものであるにもかかわらず、特定の議員の行為を証明するための手段に利用した行為、それから議員規律そ

のものを乱すことであり、議会の権威の保持と議員の職責に反するとして、議員辞職勧告決議が、その当時、可決されました。

このような状況の中、今回の令和4年9月定例会においても、本市議会の規律を乱し、議会の権威の保持と議員の職責を無視した行為がありましたので、こういう提案を、議員辞職勧告決議案を提出した次第であります。皆さん、どうぞ御理解ください。

○委員長（橋本幸一君） ほかに何かございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午後2時34分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年9月26日

議会運営委員会

委員長